

議案第34号 説明資料

幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例</u> (平成24年 5月31日 条例第12号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 幕別町が実施する<u>農業基盤整備事業</u>(以下「事業」という。)に要する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において事業とは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項の土地改良事業に該当しない事業であって、次に掲げる事業をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>	<p>○<u>幕別町農業農村整備事業分担金徴収条例</u> (平成24年 5月31日 条例第12号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 幕別町が実施する<u>農業農村整備事業</u>(以下「事業」という。)に要する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金を賦課徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において事業とは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項の土地改良事業に該当しない事業であって、次に掲げる事業をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 農業用施設の新設、廃止又は変更に係る事業</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>